

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1995年の9,847人をピークに減少傾向が続き、2020年には8,167人まで減少している。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2045年には5,502人にまで減少するとされ、中でも消費や労働の中心となる15歳～64歳までの生産年齢人口の減少は著しく、ピーク時の6,860人(1995年)と比較して2,728人(2045年)と2分の1以下になると見込まれている。今後、生産年齢人口の減少に伴い、労働力不足が深刻化することが懸念される。

本町の産業構造について、産業別就業者数をみると、製造業が全体の22.2%と最も多く、次いで卸売・小売業が16.9%、医療・福祉が16.5%となっており、概ねこの3業種で全体の約半数を占めている。また、町内に2つの工業団地を持っており、製造業における集積化が進んでいることで、これが功を奏して、企業製造品出荷額はここ数年、県内町村で1位を維持している。

本町の産業においては、中小企業・小規模事業者が大部分を占めている。中小企業白書によると、中小企業の業況は回復傾向であるが、労働生産性は伸び悩んでいて、大企業との差も拡大傾向にあるうえに、また、中小企業が所有する設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。

このような状況から、今後の少子高齢化や労働力不足への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

本町の中小企業等を取り巻く厳しい環境を乗り越えるため、生産性の高い先端設備等を導入することで、労働力不足への対応と労働生産性の飛躍的な向上を目指す。

これに向けて、先端設備等を導入する事業者数について、計画期間で3件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類は、広く町内企業に生産性向上の効果を及ぼすため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全

てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、広く町内企業に生産性向上の効果を及ぼすため、本町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種・事業は、広く町内企業に生産性向上の効果を及ぼすため、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月4日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

- ※1 平成7年国勢調査 小地域集計 第3表
令和2年国勢調査 人口等基本集計 第1-1表

- ※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H30集計)
将来の地域別男女5歳階級別人口

- ※3 令和2年国勢調査
産業(大分類)男女別15歳以上就業状態等基本集計 第6-3表

- ※4 工業統計調査 平成24年～令和2年

- ※5 平成28年経済センサス 活動調査
産業横断的集計都道府県別結果(事業所数、従業者数) 第29-9表

- ※6 平成28年経済センサス 活動調査
産業横断的集計(売上(収入)金額等) 第29-2-1表
産業大分類、都道府県別の付加価値額 第29-2-2表
産業横断的集計(事業所数、従業者数) 第29-9表
※「労働生産性」=「付加価値額÷事業従事者数」